令和８年度第７回　府中市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和８年１０月２６日(月)午前９時３０分から午前１０時１０分

２．開催場所　上下町民会館　２階　会議室

３．出席委員　９人

１番　秋山　剛	２番　古城達成	４番　野津田はるみ
５番　坂永年弘	７番　上岡稔弘	８番　小森山仁司
９番　藤江真二	10番　木戸安江	11番　田中智文

推２番　濱保敬志	推３番　藤岡順明	推４番　藤村直温
推５番　向田定男	推６番　横山寿人	推７番　田渕　渉
推８番　中土貴仁	推９番　加納　巧	推10番　宮本敬司
推11番　石口　薫	推12番　吉川甲一	

４．欠席委員　３番　竹内茂樹　　６番　瀬尾　毅

５．傍聴人　　なし

６．議事日程

第１　開会あいさつ
第２　議事録署名人の指名
第３　協議事項
議案第21号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第22号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第23号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第24号　非農地証明交付申請について
第４　その他
（１）１１月の総会の日程について

７．農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	田原　慎吾
農地係係長	皿海　真二
農地係主事	上藤　匠馬
上下支所係長	新野　雅行

８．会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより令和８年度第７回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】(会長挨拶)

本日の欠席委員は、３番　竹内委員、６番　瀬尾委員の２名です。出席委員は、ただ今９名です。定数に達しておりますので、令和８年度第７回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますと

おりです。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】それでは、日程第２　議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第１８条第２項の規定により、９番 藤江委員、10番 木戸委員を指名します。よろしくお願いします。

【議長】それでは、日程第３ 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第 21 号　農地法第３条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（上藤)】(議案第 21 号を説明)

【議長】続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号１及び番号５を横山委員お願いします。

【推６番　横山委員】10 月 16 日に野津田委員、譲受人の３名でそれぞれ現地確認を行いました。

番号１は、共有名義の持ち分を現在耕作されている、譲受人に渡されるとのことで話がまとまったそうです。今後も耕作を継続されるとのことで問題ないと思われます。

番号５は、譲渡人は相続により農地を取得しましたが、耕作が困難であることから、譲受人と話がまとまり譲渡されるとのことです。現在は、譲受人が通いで耕作をされており、年内には定住して耕作を継続されるそうです。以上です。

【議長】続いて、番号２を石口委員お願いします。

【推 11 番　石口委員】10 月 19 日に小森山委員、事務局、譲受人の親戚の４名で現地確認を行いました。譲渡人は、高齢となり耕作管理が困難であることから、以前より耕作をお願いしていた譲受人にこの度譲渡されるとのことです。自給野菜を作っている自身の土地と共に耕作管理をしていくとのことで問題ないと思われます。

【議長】続いて、番号３を加納委員お願いします。

【推９番　加納委員】10 月 23 日に竹内委員、譲受人の３名で現地確認を行いました。譲渡人が高齢となり耕作管理が困難で、農業後継者もおられないことから、申請地が居住地の近くにあり管理が容易であることからこの度譲受人と話がまとまったそうです。問題ないと思われます。

【議長】続いて番号４ですが、申請を取り下げるとの話がありましたので、保留とさせていただきます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の補足説明にご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 21 号は提案どおり許可妥当とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 21 号は提案どおり許可妥当とします。

【議長】続いて、議案第 22 号　農地法第４条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（上藤)】(議案第 22 号説明)

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号１を藤村委員お願いします。

【推４番　藤村委員】この案件は先月の総会で農用地区域からの除外があったものです。申請地以外の農地も検討されていますが、要件を満たさず適した土地がないため、この申請地となりました。現地には、新たに進入路や排水路等の施設を造る計画もないため周辺農地への影響はないと思われます。また、転用面積も必要最小限で分筆をされているため問題ないと思われます。以上です。

【議長】続いて、番号２を田渕委員お願いします。

【推７番　田渕委員】９月 17 日に竹内委員、事務局、申請者で現地確認を行っております。現在の墓地は急傾斜地にあり、高齢となって墓参りや維持管理が容易でないことから、居宅に隣接している申請地への移設をされるとのことです。問題ないと思われます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 22 号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はございませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 22 号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、議案第 23 号　農地法第５条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

【事務局　（上藤)】(議案第 23 号説明)

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号１を田渕委員お願いします。

【推７番　田渕委員】９月 17 日に竹内委員、事務局、申請者で現地確認を行っております。譲渡人は令和元年に申請地を購入しましたが、田の石垣がずれていたり、水漏

れや一部水が湧いていることなどから耕作が困難であると判断し譲渡されるとのことです。譲受人は、現在の資材置場が手狭で大型重機などの保管場所が不足していた為申請地を譲り受けることとしたそうです。周辺に影響がある農地はなく、排水も従来のものがあるので問題ないと思われます。

【議長】続いて、番号２及び番号３を濱保委員お願いします。

【推２番　濱保委員】9 月 24 日に坂永委員､事務局の３名で現地確認を行っております。
先月の総会にて農用地区域からの除外があり、転用の申請がされた案件です。
番号２は､長年口約束で譲渡人が隣人である譲受人に譲渡されることとしていたそうです。駐車場用地として利用をされていくとのことです。
番号３は、駐車場用地とする部分に里道を含んでいた為、申請地へ移動させた後、市へ寄付されるとのことです。
周辺の農地に影響はなく、転用目的も問題ないと考えます。

【議長】ただいまの事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 23 号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はございませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 23 号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、議案第 24 号　非農地証明交付申請について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤)】（議案第 24 号説明）

【議長】それでは担当委員の補足説明をお願いします。番号１及び番号２を吉川委員お願いします。

【推 12 番　吉川委員】10 月 21 日に瀬尾委員、石口委員、事務局の４名で現地確認を行いました。
番号１は、寺の敷地内となっており、約 42 年前に来客用駐車場として一部を整地し、残っている部分についてはアジサイを植樹し、現在も主に駐車場と観賞用地として利用されている状況です。
番号２は、平成 10 年頃に住宅及び駐車場を建築されたそうです。所有者の息子夫婦が現在は住んでおられるとのことです。
どちらも現地は既に農地の様相ではなく、申請はやむを得ないものと思われますのでよろしくお願いします。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第24号は提案どおり承認とすることにご異議はございませんか。

（異議なし）

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第24号は提案どおり承認とします。
これをもって本日の議事については終了とします。

【議長】続いて日程第４　その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、１１月２５日（水）午前９時３０分から、会場は上下町民会館　２階　会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【議長】それでは、次回は１１月２５日（水）午前９時３０分から、会場は上下町民会館　２階　会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和８年１０月２６日

議長（会長）

以上の議事の内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人